② 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③ 主任（監理）技術者が技術資料の提出時に、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

④ 主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。また、提出できる工事経験は１名につき１件とする。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)

求める経験　ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積40㎡以上で延長1,100ｍ以上あるトンネルの工事（複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。）

⑹ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

② 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30%以上、３社で構成される場合にあっては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻ 上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽ 施工計画の内容が著しく不適当でない者。

なお、提出に必要な評価項目の詳細は入札説明書によるものとする。

３　施工技術競争型総合評価落札方式に関する事項

⑴ 施工技術競争型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工技術競争型総合評価落札方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と技術提案プレゼンテーション前の指定日までに入札書を提出していただき、技術提案の技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。)の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する。その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵ 技術提案及び入札書の提出　申請者は、申請書、確認資料等の提出に併せて技術提案書（施工計画)及び、技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を提出すること。入札書は封書により提出すること。

⑶ 技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。

⑷ 評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、提案書が所定の枚数を超えている場合、提案書の本文１行あたりの文字数が48文字を超えている場合、又は１ページあたりの行数が42行を超えている場合は評価指標の「可」と評価する。また、評価項目①～⑤に関する提案は、それぞれ最大３提案までとし、その評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。なお、所定の提案数を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案は評価指標の「可」と評価する。

ア）管理体制・手法

① 「品質管理」、「安全管理」及び「環境対策」に関して、適正に実施するための体制及び手法　下記の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

イ）品質管理

② コールドジョイント対策、空洞防止対策、打継目、積雪寒冷地における養生に着目したトンネル覆工コンクリートの品質向上に資する施工方法　下記の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

ウ）安全管理

③ 供用中のＩ期線に対する近接工事の安全対策（供用中の東海北陸自動車道の本線内に設置するもの及び本線規制が必要な技術提案は不採用とする）　下記の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

④ 一般道（国道158号、国道257号線及び県道惣則高鷲線）における土運搬及び資機材運搬時の安全対策　下記の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

エ）環境対策

⑤ 地球温暖化防止対策の推進を目的として、土運搬（ずり処理含む）に使用するダンプトラック及び本線外盛土場での盛土の施工に必要となる敷均し、締固め施工機械のCO_2削減に寄与する改善等の提案　下記の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価　技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優　標準案に比べ、非常に優れているもの。
良上　良に比べ、やや優れているもの。
良　標準案に比べ、優れているもの。
良下　良に比べ、やや劣るもの。
可　標準案又は標準案と同等であるもの。
不適格　一般的事項の基準を満たしていない内容のもの。
※一般的事項とは、設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の記載事項をいう。

⑸ 評価点の付与方法

【判定方式】

評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可／不適格を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

ア）管理体制・手法（評価項目②～⑤に関する提案は除く）

① 「品質管理」、「安全管理」及び「環境対策」に関して、適正に実施するための体制及び手法
・技術評価点（20点）優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不適格

イ）品質管理

② コールドジョイント対策、空洞防止対策、打継目、積雪寒冷地における養生に着目したトンネル覆工コンクリートの品質向上に資する施工方法
・技術評価点（30点）優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点・不適格

ウ）安全管理

③ 供用中のＩ期線に対する近接工事の安全対策（供用中の東海北陸自動車道の本線内に設置するもの及び本線規制が必要な技術提案は不採用とする）
・技術評価点（30点）優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点・不適格